

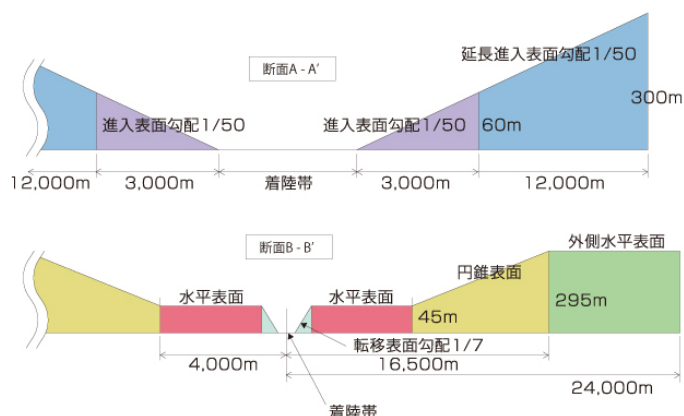
福岡空港制限表面高回答サイト操作説明書

●制限表面概略

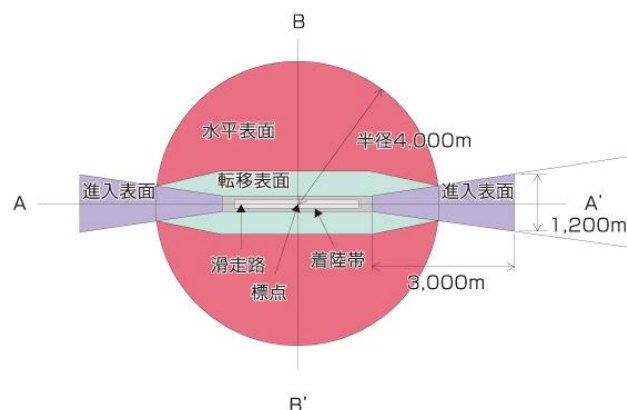
空港の周辺には進入表面、転移表面及び水平表面といった制限表面が設定されており、航空法 49条で「進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物。植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない（一部省略）。」と定められています。

制限表面は、その種類によって水平な部分もありますが、概ね以下の図のように空港中心から外側に向けて制限高が高くなります。

<断面概略図>



<平面概略図>



●システム操作方法概略

住所を入力し、詳細地図表示ボタンをクリックします。周辺の地図が表示されますので、建物の建築予定箇所などをクリックして下さい。その際、クリック地点から福岡空港の標点に向けて直線が引かれます。上述の制限表面概略図の通り、空港に近い程、制限高が低くなりますので、直線を参考として建築予定箇所内で空港に一番近いポイントをクリックして下さい。地図の下部にクリック地点の住所、制限表面の種類と制限高が表示されます。

住所:

【使用方法】

会地の住所を入力し「詳細地図表示」を押してください

図上に表示される赤いピン付近で正確な設置場所/ドローンの飛行範囲の内最も空港に近い場所をクリックしてください

地図の下に照会結果が表示されます

住所を入力していない状態で、地図をクリックしても、反応しません。



印刷

●高さ制限の照会方法

以下①～④の手順で検索し、制限高を記載した地図を印刷できます。

住所：福岡県福岡市東区香椎照葉3丁目3-1

詳細地図表示

② 詳細地図表示ボタンをクリック。

【使用方法】

①照会したい住所を入力し「詳細地図表示」を押してください

②地図に表示される赤いピン付近で正確な設置場所/ドローンの飛行範囲の内最も空港に近い場所をクリックしてく

だ

の下に照会結果が表示されます

① 照会したい住所を打ち込む



次頁へ

住所：福岡県福岡市東区香椎照葉3丁目3-1

詳細地図表示

【使用方法】

- ①照会地の住所を入力し「詳細地図表示」を押してください
 - ②地図上に表示される赤いピン付近で正確な設置場所/ドローンの飛行範囲の内最も空港に近い場所をクリックしてください
- ⇒ 地図の下に照会結果が表示されます



照会結果

- ◆照会地 : 日本、〒813-0017 福岡県福岡市東区香椎照葉3丁目3-
- ◆制限表面の種類 : 円錐表面
- ◆制限高(標高) : 約155m

[建築等可能高(地表からの高さ) = 制限高(標高) - 照会地からの距離]
上記の照会地における、航空法第49条及び第56条の3による福岡空港での制限内
原則として制限高を超える物件等(※1)を設置することはできません(※2)。
なお、下記サポートページより、福岡国際空港(株)への問い合わせ必要有無が確認

④ 印刷ボタンをクリックで印刷ページへ。

※注意事項が表示されますので、必ず注意事項をご確認下さい。

Google フォーム

注意事項	内容
※1	物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。
※2	水平表面、円錐表面、外側水平表面については制限高を超えた物件の設置が認められる場合があります。
注1	上記制限高は標高です。照会地の地盤の高さにご注意ください。
注2	照会地の地盤の高さについては、照会者各自、自治体等関係機関にてご確認願います。 なお、 国土地理院 のホームページにおいても地盤の高さ(標高)をご確認いただけます。 ただし、現況地盤の高さと差が生じている可能性もありますので、利用される場合はご注意ください。
注3	工事中のクレーンなど一時的に設置される物件についても※1の物件等に該当しますのでご注意ください。
注4	ドローンの飛行に関しては、 福岡空港ホームページの規制確認ガイド も併せてご確認ください。
ドローン・アドバルーン・花火等窓口	福岡国際空港株式会社 空港運用本部保安防災部保安防災課 TEL: 092-623-0637 (平日9:00~12:00及び13:00~17:30)
上記以外窓口	福岡国際空港株式会社 空港運用本部オペレーションマネジメント部オペレーション企画課 TEL: 092-623-0636 (平日9:00~12:00及び13:00~17:30)

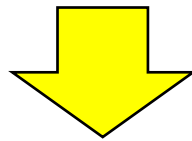
●再照会について

別地点の制限高を照会する場合は、入力した住所を消去し、再度照会する住所を入力してください。
その後の手順は、通常の照会方法と同じ手順となります。

住所：福岡県福岡市東区香椎照葉3丁目3-1

【使用方法】

- ①照会地の住所を入力し「詳細地図表示」を押してください
 - ②地図上に表示される赤いピン付近で正確な設置場所／ドローンの飛行範囲の内最も空港に近い場所をクリックしてください
- ⇒ 地図の下に照会結果が表示されます



※前回照会していた住所を消し、
再度照会したい住所を入力します。

住所：

【使用方法】

- ①照会地の住所を入力し「詳細地図表示」を押してください
 - ②地図上に表示される赤いピン付近で正確な設置場所／ドローンの飛行範囲の内最も空港に近い場所をクリックしてください
- ⇒ 地図の下に照会結果が表示されます



●制限表面の範囲外について

照会された住所が、福岡空港の高さ制限区域の範囲外に該当する場合がございます。ですが、他空港で定められた高さ制限に抵触する場合がございますので、該当する可能性のある近隣の空港に直接お問い合わせください。

住所：

【使用方法】

①照会地の住所を入力し「詳細地図表示」を押してください

②地図上に表示される赤いピン^①付近で正確な設置場所/ドローンの飛行範囲の内最も空港に近い場所をクリックしてください

⇒ 地図の下に照会結果が表示されます



検索した照会地が、
福岡空港の高さ制限区域の範囲外の場合に、
制限表面の種類が「範囲外」と表示されます。

マークの近くを再度クリックしてください。こちらに制限高が表示されます。

◆照会地：日本、〒819-1141 福岡県糸島市蔵持838-11

◆制限表面の種類：範囲外

上記の照会地における、航空法第49条及び第56条の3による福岡空港での制限内容は以上のとおりです。なお、下記サポートページより、福岡国際空港(株)への問い合わせ必要有無が確認できます。

Google フォーム

注意事項

※1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーン等も該当します。

****ドローン・アドバルーン・花火等窓口****

福岡国際空港株式会社

空港運用本部保安防災部保安防災課

TEL：092-623-0637（平日9：00～12:00及び13：00～17：30）

****上記以外窓口****

福岡国際空港株式会社

空港運用本部オペレーションマネジメント部オペレーション企画課

TEL：092-623-0636（平日9：00～12:00及び13：00～17：30）